

議案第52号

愛西市小中学校教育用タブレット・プロジェクター等購入契約 の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年愛西市条例第49号）第3条の規定により、下記のとおり愛西市小中学校教育用タブレット・プロジェクター等購入の契約を締結するものとする。

令和2年8月31日提出

愛西市長 日 永 貴 章

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 愛西市小中学校教育用タブレット・プロジェクター等購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 金186,475,630円 |
| 4 契約の相手方 | 名古屋市中区錦2-2-2 名古屋丸紅ビル13F
株式会社内田洋行 営業本部教育ICT事業部 |
| 5 納入期限 | 令和3年3月19日 |

提案理由

この案を提出するのは、愛西市小中学校教育用タブレット・プロジェクター等購入契約するにあたり、必要があるからである。